

**一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）**  
**刀林基金規定**

**前文**

昭和51年に行われた第76回日本外科学会総会会長 石川七郎 慶應義塾大学医学部同窓会（刀林会、以下、法人化前の社団について「本会」という）会員の学会運営に対して、本会会員より多大な寄付が行われた。これに謝意を表した石川七郎会員から本会への寄付、1,000万円を原資として、本会内に刀林基金規定（以下、「本規定」という）のもと、刀林基金（以下、「本基金」という）が設立された。

設立当初は、原資等からの利息で、各種事業が行われたが、その後、社会情勢の変化により、そのような運営は不能となり、現在に至っている。

本規定施行後、『刀林基金運用規程及び同施行細則（昭和60年4月17日施行）』も制定された。

本規定と、前述の刀林基金規定及び同運用規程には、一部、重複部分等が認められること、前述のような社会状況の著明な変化もあったこと、このたびの本会会則等の改正で、本基金の管理が本会業務に組み入れられることなどより、本改正を行い、前述の『刀林基金運用規程及び同施行細則』は発展的解消とした。

**第1条（目的）**

本規定は、刀林基金の有効な活用により、一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（以下「本法人」という）会会員の学術研究及び同窓会事業の発展に寄与することを目的とする。

**第2条（事業）**

本規定により、本会は、次の事業を行う。

- (1) 刀林賞の授与、刀林賞の内容、応募資格、選考過程等は、別に定める刀林賞規定による。
- (2) その他、前条の目的達成のための事業。

**第3条（基金内容）**

本基金は、次のものよりなるものとする。

- (1) 石川七郎会員よりの寄付金
- (2) 本法人会会員及び一般よりの寄付金
- (3) 本基金より生ずる果実
- (4) その他の収入

**第4条（管理・運営）**

- 1 本基金は、本法人会の一般会計とは別個に管理される。
- 2 本基金の会計年度は、本法人会の一般会計同様、毎年、4月1日より翌年3月31日までとする。

#### **第5条（承認手続・開示）**

本基金の事業計画、予算、事業報告及び決算は、本法人会評議社員総会の承認を得たのち、総会での報告及び機関紙ないしホームページでの公示を要す。

#### **第6条（規則変更）**

本規定は、本法人理事会の議決を経て、本法人評議社員総会の承認を受け、変更することができる。

#### **附則**

- 1 本規定は、昭和52年6月11日に施行
- 1 本規定は、平成27年6月20日に改正
- 1 本規定は、令和4年7月16日に改正